

資料収集方針書

「資料収集方針書」(平成29年国図収 1703222号)の全部を改正し、令和4年4月1日から施行する。

1. 方針書について	1
1.1. 位置付け	1
1.2. 構成	1
2. 収集の基本方針	1
3. 国内の資料及び電子情報.....	2
3.1. 全般	2
3.2. 納本制度に基づく収集対象の出版物.....	2
3.3. 納本制度施行前の出版物.....	3
3.4. インターネット資料.....	3
3.5. オンライン資料.....	4
3.6. 他機関が保有する電子情報.....	5
3.7. オンラインデータベース.....	6
3.8. コレクションとしての収集.....	6
3.9. 複本の整備	10
3.10. その他の国内の資料.....	11
4. 外国の資料及び電子情報.....	12
4.1. 全般	12
4.2. 図書等	13
4.3. 雑誌	17
4.4. 新聞	17
4.5. オンラインデータベース.....	18
4.6. コレクションとしての収集.....	18
4.7. 複本の整備	23
5. 立法関係資料	23
5.1. 収集対象	23
5.2. 収集水準	23

1. 方針書について

1.1. 位置付け

この資料収集方針書（以下「方針書」という。）は、資料収集の指針（平成5年館長決定第2号）第8項の規定に基づき、国立国会図書館（以下「館」という。）が収集する資料の範囲、優先順位等について示す。

館の資料収集の方針を外部に公開することにより、他機関と連携し国全体での資料収集に資することを企図している。また、各資料群について具体的に示すことにより、実用性にも留意した。

1.2. 構成

第2章において収集の基本方針を示し、第3章では国内の資料、第4章は外国の資料、第5章は立法関係資料を取り上げ、各資料について具体的な収集対象及び収集水準を定める。収集水準は以下のとおりである。収集に当たっての留意点は*印で示す。

- 収集対象外 [0/5]：収集しない。
- 厳選収集 [1/5]：館の蔵書構成上の必要性、他機関所蔵状況等を総合的に評価し厳選して収集する。
- 選択的収集 [2/5]：評価選択して収集する。（刊行年や予算、入手方法（国際交換、寄贈以外は不要等）による制約を付す場合がある。）
- 積極的収集 [3/5]：多様な出版情報を集め、当該資料群において価値のある資料が漏れないよう積極的に選書し、収集する。
- 包括的収集 [4/5]：該当する資料をできる限り多く収集する。
- 網羅的収集 [5/5]：該当する資料の全てを収集する。

2. 収集の基本方針

- (1) 国会議員並びに行政及び司法の各部門の職務遂行、国民の知的活動等のために必要な国内外の資料を収集する。
- (2) 国内の資料については、日本における知的活動の所産として最も重要な資料と位置付け、資料の形態又は媒体を問わず広く収集する。
- (3) 国内の資料の複本は、利用提供の必要性を精査した上で整備する。
- (4) 国内の電子情報は、必要に応じて収集又は利用権契約を締結する。
- (5) 「国の蔵書（ナショナル・コレクション）」を構築するため、外国で発行された日本に関する資料も国内の資料と同等に重要な資料と位置付け広く収集する。
- (6) 外国の資料及び電子情報については、近年の情報環境の変化に留意し、印刷資料等から電子情報への利用提供の転換を図るとともに、国立の図書館として高度な調査研究に必要な情報資源を整備する。
- (7) 全国の各種図書館その他の資料所蔵機関と連携し、国全体としての情報資源の整備に留意して収集する。

¹ 方針書における「電子情報」は、インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて発信された資料と同等の内容を有する情報のうち、契約又は許諾により収集するものを指す。国立国会図書館法第25条の3又は25条の4の規定に基づく制度により収集するもの（3.4、3.5参照）は含まれない。

3. 国内の資料及び電子情報

3.1. 全般

3.1.1 収集の経過及び適用範囲

昭和 23（1948）年の館の発足以降²、主に国立国会図書館法（昭和 23 年法律第 5 号。以下「館法」という。）に規定する納本制度に基づき、図書、雑誌、新聞等を収集してきた。近年では、収集の範囲を印刷資料等からネットワーク系電子出版物にも拡大している³。

国内の資料とは、日本国内で作成、発行又は発信された資料であり、言語を問わず収集対象とする。これには、館法第 25 条の 3 の規定に基づく制度（以下「インターネット資料収集制度」という。）による収集の対象であるインターネット資料⁴（3.4.参照）及び館法第 25 条の 4 の規定に基づく制度（以下「オンライン資料収集制度」という。）による収集の対象であるオンライン資料⁵（3.5.参照）を含む。日本関係資料（4.6.2 参照）のうち昭和 20（1945）年以前に日本の旧植民地等で作成又は発行されたもの（3.8.3 参照）及び漢籍（3.8.6 参照）についても、その歴史的経緯及び収集方法の特殊性を考慮し、国内の資料に含めて取り扱う。

国内で発行又は発信される電子情報についても、印刷資料等との一体的な情報資源の構築の必要性が高まっていることから本章で取り扱うものとする。

3.1.2 収集の方法

館法第 24 条から第 25 条の 2 までの規定に基づく納入、館法第 25 条の 3 又は第 25 条の 4 の規定に基づく記録のほか、購入、寄贈、寄託、マイクロフィルム化、電子化等、各資料群に応じた方法により収集する。

なお、他機関等が作成・提供するオンラインデータベースについては、利用権契約を締結する。

3.2. 納本制度に基づく収集対象の出版物

3.2.1 収集対象

納本制度施行（昭和 23（1948）年）以降に国内で発行された出版物は、館法第 24 条から第 25 条の 2 までの規定に基づき収集する。納本制度に基づく収集が困難な場合は、購入、寄贈その他の方法又は行政及び司法の各部門からの移管により収集する。

出版物とは、頒布を目的として相当部数作成された図書、小冊子、雑誌、新聞、地図、楽譜、レコード、音楽 CD・DVD・CD/DVD-ROM 等のパッケージ系電子出版物、マイクロ資料等を指す。ただし、審議会・調査会等の資料や公的な助成により行われた委託研究等の報

² 館の蔵書は、議会図書館（明治 23（1890）年開設の衆議院・貴族院図書室を起点）と帝国図書館（明治 5（1872）年文部省所管の書籍館を起点）の 2 つの源流をもつ。帝国図書館からは、明治・大正・昭和前期の出版物約 100 万点を受け継いだ。

³ 平成 12（2000）年からパッケージ系電子出版物の納本制度による収集を開始した。引き続き、平成 14（2002）年から電子ジャーナルの契約及び許諾に基づくインターネット資料、平成 22（2010）年からインターネット資料収集制度に基づく公的機関のインターネット資料の収集を開始した。その後、平成 25（2013）年からオンライン資料収集制度に基づく民間のオンライン資料のうち無償で技術的制限手段（DRM）が付されていないもの、令和 5（2023）年からは有償又は DRM が付されたオンライン資料の収集を開始した。

⁴ インターネット資料とは、ネットワーク系電子出版物のうちインターネットを通じて発信された情報をいう。

⁵ オンライン資料とは、ネットワーク系電子出版物のうち、インターネット等を通じて発信された図書又は逐次刊行物に相当するもの（電子書籍、電子雑誌等）であり、国際標準図書番号（ISBN）、国際標準逐次刊行物番号（ISSN）、DOI が付与されていること（以下「コードの要件」という。）又は PDF、EPUB、DAISY で記録されていること（以下「フォーマットの要件」という。）を満たしたものをいう。

告書、各種会議の議事録等、作成部数が少数であっても、公開を意図した出版物は納本の対象である。これらは国政審議や各種調査研究に資するものであり、歴史的・文化的資料としても重要性が高く、納入対象出版物の重要な構成要素となっている。

内容が同一であっても媒体が異なる場合、印刷資料、マイクロ資料、パッケージ系電子出版物それぞれの最良のものを収集し、保存する。

ただし、機密扱いの資料等発行者が公開を予定せず作成した資料、カレンダー、手帳、申込書、日記帳等の書式、ひな形の類、ちらし等簡易な出版物は納本制度の収集対象に含まれない。なお、パッケージ系電子出版物には、利用者が内容に何らかの手を加えることによって新しい内容の生成物を作成すること等を目的とし、主としてその作成等を支援する機能を装備したアプリケーションソフト等が存在する。こうした類型のパッケージ系電子出版物も簡易な出版物に該当する。

映画フィルムについては、当分の間納入が免除されていること等に鑑み、収集しない⁶。

3.2.2 収集水準

- 網羅的収集〔5/5〕

3.3. 納本制度施行前の出版物

3.3.1 収集対象

納本制度が施行される前の出版物のうち、明治期以降のものは、その出版文化史上の意義に鑑み、また、帝国図書館旧蔵資料を継承した館の使命・役割に基づき、所蔵資料の充実を図る。児童書については、3.8.7.1 参照。

また、昭和 20（1945）年以降米国の施政下に置かれた期間に琉球列島、奄美諸島及び小笠原諸島で発行された出版物を収集する。

3.3.2 収集水準

- 明治期以降に発行されて館が所蔵していない図書：包括的収集〔4/5〕
- 明治期以降に発行されて館が所蔵していない雑誌：積極的収集〔3/5〕
 - * 明治初期に発行された雑誌を特に収集する。また、所蔵していないタイトルは、できるだけ巻号がまとまったものを収集する。
- 明治期以降に発行されて館が所蔵していない上記以外の出版物：選択的収集〔2/5〕
 - * 所蔵していない新聞は、できるだけ巻号がまとまったものを収集する。
- 昭和 20（1945）年以降米国の施政下に置かれた期間に琉球列島、奄美諸島及び小笠原諸島で発行された出版物：積極的収集〔3/5〕

3.4. インターネット資料

3.4.1 インターネット資料収集制度の対象となる資料

3.4.1.1 収集対象

館法第 25 条の 3 の規定に基づき、国の機関、地方公共団体等の公的機関が発信するインターネット資料を収集する。

機関リポジトリ等（以下「リポジトリ」という。）の長期間にわたり継続して公衆に利用可能とすることを目的としているものであって、かつ、特段の事情なく消去されないと認め

⁶ 国立国会図書館法の一部を改正する法律（平成 12 年法律第 37 号）附則第 2 項

られるものについては、収集対象から除外する⁷。ただし、当該リポジトリの廃止等による消失の可能性がある場合には、関係機関と協議の上収集に努める。

3.4.1.2 収集水準

- 国の機関、地方公共団体等の公的機関が発信するインターネット資料：網羅的収集〔5/5〕

3.4.2 インターネット資料収集制度の対象とならない電子情報

3.4.2.1 収集対象

国政審議に資するもの、公共性・公益性の高いもの、学術的・文化的価値の高いもの、経済的・社会的に影響があるもの又は時代を記録するものを中心に、民間のインターネット資料を発信者の許諾を得て収集する。

3.4.2.2 収集水準

- 民間のインターネット資料：選択的収集〔2/5〕
 - * 社会的に注目されるイベント・テーマに関するもの、時限的なもの又は消失の可能性が生じたものについて収集に留意する。また、既存のコレクションの継続性に留意する。
 - * 民間の東日本大震災に関するウェブサイトは、3.8.9 参照。

3.5. オンライン資料

3.5.1 オンライン資料収集制度の対象となる資料

3.5.1.1 収集対象

館法第 25 条の 4 の規定に基づき、民間のオンライン資料を収集する。ただし、無償かつ DRM が付されていないオンライン資料は、平成 25 (2013) 年 7 月以降に発信されたものを対象とし、有償又は DRM が付されたオンライン資料は、令和 5 (2023) 年 1 月以降に発信されたものを対象とする。当該資料が発信者の許諾を得て収集される民間のインターネット資料 (3.4.2 参照) に収録されている場合は、出版者によるオンライン資料収集制度に基づく提供手続を免除する。

リポジトリに収録され、長期間にわたり継続して公衆に利用可能とすることを目的としているものであって、かつ、特段の事情なく消去されないと認められるものについては、収集対象から除外する⁸。ただし、当該リポジトリの廃止等による消失の可能性がある場合には、発信者や関係機関と協議の上収集に努める。

オンライン資料収集制度の対象から除外されたオンライン資料 (以下「収集除外オンライン資料」という。)のうち、リポジトリへの収録を除外理由とするものについては、必要に応じて利用権契約を締結する。

なお、国の機関、地方公共団体等の公的機関のウェブサイトに掲載されているオンライン資料については、インターネット資料収集制度に基づき収集する (3.4.1 参照)。

3.5.1.2 収集水準

- 民間のオンライン資料：包括的収集〔4/5〕
- リポジトリへの収録を理由とする収集除外オンライン資料：選択的収集〔2/5〕

⁷ 国立国会図書館法によるインターネット資料の記録に関する規程 (平成 21 年国立国会図書館規程第 5 号)

⁸ 国立国会図書館法によるオンライン資料の記録に関する規程 (平成 25 年国立国会図書館規程第 1 号)

3.5.2 オンライン資料収集制度の対象とならない電子情報

3.5.2.1 収集対象

平成 25 (2013) 年 7 月より前に無償かつ DRM が付されていない状態で発信され、現在も同一の状態で発信されている民間のオンライン資料、又は令和 5 (2023) 年 1 月より前に有償若しくは DRM が付されている状態で発信され、現在も同一の状態で発信されている民間のオンライン資料について、発信者の許諾を得て収集に努める。また、学協会、研究機関等が発信する学術出版物に当たるものについて収集に留意する。

インターネット等を通じて発信された電子書籍、電子雑誌等のうちコードの要件及びフォーマットの要件を満たさないものを館に無償で提供する申出が発信者からあった場合、当該資料と同等の内容であり、かつ、館における利用提供に支障のない電子情報を提供可能であれば、オンライン資料に準ずる電子情報として、必要に応じて収集する。

なお、発信者が著作権者でない場合は、発信者が著作権者の許諾を得たものを収集の対象とする。

3.5.2.2 収集水準

- 平成 25 (2013) 年 7 月より前に無償かつ DRM が付されていない状態で発信され、現在も同一の状態で発信されている民間のオンライン資料：選択的収集 [2/5]
- 令和 5 (2023) 年 1 月より前に有償又は DRM が付されている状態で発信され、現在も同一の状態で発信されている民間のオンライン資料：選択的収集 [2/5]
- オンライン資料に準ずる電子情報：厳選収集 [1/5]

3.6. 他機関が保有する電子情報

3.6.1 収集対象

著作権法 (昭和 45 年法律第 48 号) 第 31 条第 1 項第 3 号に定める他の図書館等が所蔵する「絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な図書館資料」(以下「入手困難資料」という。)について、他の図書館等の協力を得て、電子化した複製物を収集する。これによる収集対象は、方針書の対象のうち、館が所蔵していない入手困難資料とする。

上記に該当しない他機関が保有する電子情報に関しては、著作権者の許諾を得て、国会に関するもの、国政審議に資するもの、公益性の高いもの、学術的・文化的価値の高いもの又は将来に伝承すべき歴史的記録となるものを収集する。

研究成果のうちインターネット資料収集制度又はオンライン資料収集制度による収集の対象外、かつ、公表されたものについては、以上の基準に照らし必要に応じて収集する。

なお、東日本大震災に関する記録に当たるものは、3.8.9 で取り扱う。

3.6.2 収集水準

- 館が所蔵していない入手困難資料のうち納本制度に基づく収集対象の出版物を他の図書館等が電子化したもの：積極的収集 [3/5]
- 館が所蔵していない入手困難資料のうち納本制度に基づく収集対象外の出版物を他の図書館等が電子化したもの：選択的収集 [2/5]
- 著作権者の許諾を得て収集する、他機関が保有する電子情報：選択的収集 [2/5]
 - * 電子化の対象となった資料に相当するものを館が所蔵している場合は、方針書の対象としない。

- * 東日本大震災に関する記録は、3.8.9 参照。
- 大学・教育機関が発信する教育コンテンツ等：厳選収集〔1/5〕
- インターネット資料収集制度又はオンライン資料収集制度による収集対象外の研究成果物：厳選収集〔1/5〕
- * 研究成果物に附属している研究データは、編集過程を経たもののみを収集する。

3.7. オンラインデータベース

3.7.1 収集対象

新聞記事、法令資料、辞典類等の一次資料・情報を提供するオンラインデータベース（以下「ファクトデータベース」という。）及び一般又は専門分野の雑誌記事・論文の書誌情報、索引・抄録等の二次資料・情報を提供するオンラインデータベース（以下「抄録・索引データベース」という。）は、必要に応じて利用権契約を締結する。

利用権契約の締結に当たっては、レファレンス業務に有用なコンテンツ、印刷資料等に比較して資料・情報の速報性・検索性が格段に優位にあるコンテンツ、印刷資料等の利用頻度が高いコンテンツを、調査研究における有用性の観点で選定する。また、国会サービスにおける利用可能性に特に配慮する。

リポジトリへの収録を理由とする収集除外オンライン資料は、3.5.1 で取り扱う。

3.7.2 収集水準

- ファクトデータベース：選択的収集〔2/5〕
- 抄録・索引データベース：選択的収集〔2/5〕

3.8. コレクションとしての収集

3.8.1 博士論文

3.8.1.1 収集対象

博士の学位を得るために国内の大学その他の学位授与機関に提出される学位請求論文をいう。昭和 10（1935）年に帝国図書館と文部省との申合せにより、大正 12（1923）年 9 月以降に学位授与認可された博士論文の送付を受けることとし、継続的に収集してきた。

平成 25（2013）年 3 月 11 日に学位規則（昭和 28 年文部省令第 9 号）が改正され、同年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、博士論文は印刷公表に代えて、インターネットの利用により公表されることとなった。公表方法に応じて、館のシステムによる自動収集、館が提供するシステムによる送信、印刷物の送付により収集する。

3.8.1.2 収集水準

- 博士論文：網羅的収集〔5/5〕
- * 原則として電子媒体で収集する。

3.8.2 国等の補助による研究成果報告書

3.8.2.1 収集対象

国等の補助による研究成果報告書として、科学研究費補助金による研究成果報告書及びその他の国又は地方公共団体等の公費補助による研究成果報告書を収集する。

3.8.2.2 収集水準

- 国等の補助による研究成果報告書：網羅的収集〔5/5〕

* 提出媒体が印刷によるものを対象とする。

3.8.3 旧植民地関係資料

3.8.3.1 収集対象

昭和 20（1945）年以前に日本の統治下にあった旧植民地等で発行された資料及び旧植民地関係機関の出版物をいう。当時の活動を記す資料として、納本制度施行前の出版物（3.3 参照）に準じて取り扱う。特に、南満州鉄道株式会社及びその下部組織である東亜経済調査局が作成又は所蔵していた資料、外邦図（日本陸軍参謀本部陸地測量部が作成・複製した、日本領土外の地図）等を収集する。

独立行政法人日本貿易振興機構アジア経済研究所、東京大学附属図書館等の所蔵状況も踏まえ、国全体での保存を考慮して収集する。

3.8.3.2 収集水準

- 旧植民地関係資料（外邦図以外）：包括的収集〔4/5〕
- 外邦図：積極的収集〔3/5〕

3.8.4 日本近現代政治史料

3.8.4.1 収集対象

幕末維新期から現代に至るまで国政レベルで活躍した政治家、官僚、政治関連団体等の旧蔵資料（書簡、執務参考資料、日記、音声等）又は日本の近現代における政治史に関連する史料であり、かつ、日本の憲政史及び議会政治の歴史的発展を跡付けるものを収集する。

国内の記念館、文書館等の所蔵状況に留意し、国全体としての保存を考慮して収集する。

3.8.4.2 収集水準

- 主に政治家、官僚、政治関連団体等が所蔵していた日本の憲政史及び議会政治に関連する文書類：積極的収集〔3/5〕
- その他の文化・学術上重要なもの又は既に収集している日本近現代政治史料を補完するもの：選択的収集〔2/5〕

3.8.5 議員著作文庫

3.8.5.1 収集対象

帝国議会開設以来の衆議院、参議院及び貴族院に議席を持った議員が著述した図書等及び議員の評伝で構成される資料群をいう。国会議員の業績及び事績を明らかにし、国会の諸活動の研究に資するとともに、国会議員の業績を顕彰するため収集する。

3.8.5.2 収集水準

- 議員著作：包括的収集〔4/5〕
- 議員の評伝：選択的収集〔2/5〕

3.8.6 和古書及び漢籍

3.8.6.1 収集対象

和古書とは、刊行又は書写の年代が原則として江戸期以前の資料をいい、漢籍（朝鮮本、安南本等を含む。）とは、原則として清代以前又はそれに相当する時期の資料をいう。

これらのうち、学芸史又は出版文化史上貴重な文化財と認められる資料、散逸又は海外流出を惜しまれる孤本又は稀本に留意し、長期的な蔵書構築の観点を念頭に置いて収集する。

3.8.6.2 収集水準

- 厳選収集〔1/5〕

3.8.7 児童書

3.8.7.1 収集対象

おおむね 18 歳以下の者が主たる利用者として想定される資料で、絵本、児童文学、ノンフィクション等を内容とする狭義の児童書のほか、教科書（教師用指導書を含む。）、学習参考書、一部のヤングアダルト資料及び漫画をいう。図書、雑誌のほか、紙芝居、カルタ、映像資料等の非図書資料も含む。明治期以降に発行された児童書を収集対象とする。納本制度施行以前の出版物については、3.3 も参照。

3.8.7.2 収集水準

- 納本制度に基づく収集対象の出版物：網羅的収集〔5/5〕
- 明治期から納本制度施行前までに発行されて館が所蔵していない図書：包括的収集〔4/5〕
- 明治期から納本制度施行前までに発行されて館が所蔵していない雑誌：積極的収集〔3/5〕
- 明治期から納本制度施行前までに発行されて館が所蔵していない上記以外の出版物：選択的収集〔2/5〕
 - * 紙芝居を特に収集する。

3.8.8 歴史的音源

3.8.8.1 収集対象

音盤（SP 原盤等）に録音された音源のデジタル化データをいう。平成 21（2009）年度から平成 24（2012）年度にかけて歴史的音盤アーカイブ推進協議会（HIRAC）から提供された、1900 年初めから 1950 年頃までに国内で製造された SP 盤等に収録された音楽・演説等の音源約 5 万点を所蔵している。

HIRAC を通じての収集は終了したが、歴史的音源として価値が高い資料については、市販、非市販の区分、邦楽、洋楽、演説、朗読等、分野の区分なく収集する。

3.8.8.2 収集水準

- 選択的収集〔2/5〕
 - * 歴史的音源として価値が高い資料について、関係機関と利用条件、権利の所在等を協議しつつ、収集する。

3.8.9 東日本大震災関連資料その他の災害関連資料

3.8.9.1 収集対象

平成 23（2011）年 3 月 11 日に発生した東日本大震災に関する記録を国内外に発信するとともに、教訓を後世に伝え、被災地の復興事業や、今後の防災・減災対策、学術研究、教育等に役立てることを目的として、震災関連の音声・動画、写真、ウェブサイト、図書、雑誌、新聞その他の出版物、調査報告、報道記録等の文献・文書等を幅広く収集する。

収集する資料の主題は、次の 6 つとする。

- ・ 東日本大震災に関して、その事象及び被害の実態に関する記録、被災以前の地域の記録並びに被災後の復旧及び復興に関する記録
- ・ 東日本大震災に関して、国、地方自治体等の公的機関及び NPO、ボランティア団体等の民間機関が主体となった活動の記録
- ・ 東日本大震災発生前及び発生後の防災・減災対策、学術研究に関する記録並びに今

後の震災を見据えた防災・減災につながる記録

- ・ 東日本大震災による原子力災害の記録並びに東日本大震災発生前及び発生後の原発に関する記録
- ・ 過去に発生した地震・津波災害等の記録
- ・ 東日本大震災以降の国内外の政治、経済、社会等の動向に関する記録

収集する資料の形式は、次のとおりとする。

- ・ 図書、雑誌、新聞その他の出版物及びそのデジタル化資料
- ・ 調査レポート、研究論文、報道記録等の文献・文書
- ・ 官民のウェブサイト
- ・ 写真・静止画像
- ・ 映像・動画
- ・ 音声（インタビュー記録等）
- ・ ファクトデータ（例：観測データ、測量データ）

なお、写真・静止画像、映像・動画、音声は、報道機関に限らず、官民の各機関及び個人が撮影・録音したものを含む。

その他の震災・災害の記録等については、国の機関、地方自治体等と連携及び分担し、公共性の高い資料・情報を収集する。

3.8.9.2 収集水準

- 東日本大震災その他震災・災害に関する、納本制度、インターネット資料収集制度及びオンライン資料収集制度の対象となる資料：網羅的収集〔5/5〕
- 東日本大震災に関する、インターネット資料収集制度又はオンライン資料収集制度の対象とならない電子情報：包括的収集〔4/5〕
 - * 学協会、ボランティア、企業、NPO 法人等の民間のウェブサイトは許諾を得て収集する。
- 東日本大震災に関する上記以外の電子情報：包括的収集〔4/5〕
- 東日本大震災以外の震災・災害の記録：選択的収集〔2/5〕

3.8.10 視覚障害者等用資料

3.8.10.1 収集対象

納本制度に基づき収集している点字・大活字資料等（3.2.1 参照）に加え、図書館等が製作した音声 DAISY、点字データ、テキストデータ等の視覚障害者等用データを収集する。

収集に当たっては、「サピエ図書館」の提供状況に留意する。

3.8.10.2 収集水準

- 視覚障害者等用データ：選択的収集〔2/5〕

3.8.11 手稿譜及び脚本

3.8.11.1 収集対象

手稿譜及びその関連資料とは、明治期以降現代に至る、評価の定まった日本人作曲家の旧蔵資料等で、作曲家本人による自筆楽譜及び作曲活動に関連するその他の資料をいい、平成 27（2015）年度から収集を開始した。脚本とは、平成 25（2013）年度に日本脚本アーカイブズ推進コンソーシアムから寄贈されたテレビ・ラジオ番組の脚本・台本のことをいう。

手稿譜は明治学院大学図書館付属日本近代音楽館、東京藝術大学附属図書館等が、脚本は

川崎市市民ミュージアム、NHK 放送博物館等が収集・所蔵している。国全体としての保存を考慮して収集する。

3.8.11.2 収集水準

- 厳選収集 [1/5]

3.8.12 学研都市関係資料

3.8.12.1 収集対象

関西文化学術研究都市（以下「学研都市」という。）に立地する企業、研究所、各種機関等（以下「立地企業等」という。）についての調査研究に資すること、かつ、学研都市の建設やその後の発展の経緯に関する資料の散逸を防ぐことを目的として、次に掲げる資料を収集する。

- ・ 学研都市の概要、歴史、現状、将来構想等を内容とする資料
- ・ 立地企業等が発行又は所蔵する、当該立地企業等の概要、歴史、研究成果等を内容とする資料
- ・ 学研都市が所在する地方自治体、教育機関及び研究機関の概要、歴史、研究成果等を内容とする資料

3.8.12.2 収集水準

- 納本制度に基づく収集対象の出版物の複本：積極的収集 [3/5]
- 納本制度に基づく収集対象外の出版物：積極的収集 [3/5]

3.9. 複本の整備

3.9.1 目的

東京本館、関西館及び国際子ども図書館における国会サービス、来館利用及び遠隔利用を始めとした図書館サービスを円滑に提供するため、並びに利用と保存の調和を図るために、全館的に複本を整備する。なお、資料の利用状況、利用態様の変化や資料デジタル化の大幅な進捗、施設確保の見通し等の状況の変化を踏まえて調整する。関西館においては館の業務継続機能を果たすことにも留意する。

また、日本の出版文化を後世に伝承するため、出版文化史上又は造本・装丁上、将来に示唆を与えらるると考えられる図書等については、複本として収集し原装のままで保存する。

3.9.2 東京本館

3.9.2.1 収集対象及び水準

- 来館利用者の利用頻度が非常に高い、各専門室の閲覧用開架参考図書（辞典、事典、書誌、統計、年表、年鑑等）及び雑誌・新聞：選択的収集 [2/5]
- 複数専門室で開架する資料が重複する場合：厳選収集 [1/5]

3.9.3 関西館

3.9.3.1 収集対象及び水準

（一般資料）

- 図書（原則として館の開館（昭和 23（1948）年）以降に発行された概説書・学術書・専門書を中心としたもの）：選択的収集 [2/5]
- * 利用者の需要を考慮し、科学技術、医療健康、ビジネス、法律に関するものに重点を置く。

* 技術開発や市場調査、学術的な調査・研究等に資する概説書、学術書、専門書等に重点を置く。

- 参考図書類：選択的収集〔2/5〕
- 雑誌（雑誌記事索引採録誌）：積極的収集〔3/5〕
- 雑誌（雑誌記事索引採録誌以外）：選択的収集〔2/5〕
- 新聞：選択的収集〔2/5〕

（アジア関係）

- 図書（開架閲覧用参考図書を中心に、学術書、資（史）料集、叢書、全集、統計等の資料）：積極的収集〔3/5〕
- 雑誌、年鑑及び新聞：選択的収集〔2/5〕

* アジア関係機関・団体の出版物及び在日アジア人を対象とする資料を収集する。

3.9.4 国際子ども図書館

3.9.4.1 収集対象及び水準

- 児童書・児童文学、児童文化、伝承文学等を主題とする資料、子どもの読書・児童図書館等に関する資料：積極的収集〔3/5〕
- 調査研究に必要な基本的な一般参考図書類、雑誌・新聞：選択的収集〔2/5〕
- 「子どものへや」及び「世界を知るへや」において閲覧に供するための開架用資料：選択的収集〔2/5〕
- 学校図書館セット貸出し用資料：選択的収集〔2/5〕
- 「児童書ギャラリー」展示用資料：選択的収集〔2/5〕
- 「調べものの部屋」において提供する中・高校生の調べ物の参考となる資料：選択的収集〔2/5〕

3.9.5 原裝保存する複本

3.9.5.1 収集対象及び水準

- 出版文化史上又は造本・装丁上、将来に示唆を与えると考えられる図書等：厳選収集〔1/5〕
- * 収集に当たっては、印刷・出版関係諸機関と協力する。収集した資料は、原則として一般利用には供さず、館及び他の図書館等での展示等の用に充てる。

3.9.6 国会サービス業務継続のための資料

3.9.6.1 収集対象及び水準

- 首都直下地震等の非常事態に備えて関西館で所蔵する、国会サービスをバックアップするために必要な防災関係資料等：選択的収集〔2/5〕

3.10. その他の国内の資料

3.10.1 収集対象及び水準

個人、団体等の所蔵又は旧蔵コレクションのほか、貴重な文化的資料や将来に伝承すべき歴史的資料については、出版物以外の資料についても、必要に応じて収集する。

- 厳選収集〔1/5〕
- * 個人、団体等の所蔵又は旧蔵コレクションの寄贈申出は、館の所蔵状況、資料の価値及び数量等を考慮し、慎重に判断する。

4. 外国の資料及び電子情報

4.1. 全般

4.1.1 収集の経過及び適用範囲

館の開館（昭和 23（1948）年）より前に収集された外国の資料は、帝国図書館から受け継いだものを中心である。明治期には主に英語の人文社会科学書を収集し、大正期以降は英語以外の言語も含めた各分野の基本的な原著や日本関係資料（4.6.2 参照）を広く収集してきた。館の開館以降は、立法関係、各国政府の政策、国際関係、経済・社会、科学技術関係を中心に、欧米の主要国やアジア地域で発行された図書を収集している。

雑誌、とりわけ学術雑誌は、国際的な学術情報流通の重要な手段であるため、重点的に収集している。特に、国政審議の重点事項に係る社会科学分野及び国の科学技術振興施策を踏まえた科学技術分野の充実に努めている。

電子情報については、平成 14（2002）年から電子ジャーナル、オンラインデータベースの導入を開始し、以降、外国の資料全体に占める比重が大きくなっている。

本章では、外国で作成又は発行された資料及び日本国内の外国大使館等で作成又は発行された資料並びに外国から発信された電子情報を取り扱う。また、国内の出版物であっても外国の機関の所蔵資料を媒体変換した複製物については、その収集方法の特殊性を考慮し、本章で取り扱う。

4.1.2 収集の方法及び基本方針

購入、寄贈、国際交換等、各資料群に応じた方法により収集する。なお、オンラインデータベース等の電子情報については、利用権契約を締結する。

重点的に収集する資料群は、（1）法令・議会資料、（2）日本関係資料、（3）参考図書、（4）科学技術関係資料、（5）国際機関及び外国政府関係資料、（6）児童書及びその関連資料、（7）アジアを主題とする資料とする。そのほか、国政審議の課題に則した社会科学、人文科学、科学技術各分野に係る国際的に評価の高い学術研究書、論文等を広く収集する。これらは、図書に限定せず、雑誌、新聞、電子情報等も収集する。また、政府刊行物等の国際交換機関及び国際機関刊行物の寄託図書館として特色のある資料を収集する。

近年、情報技術の進展により社会のデジタルシフトが加速し、インターネット上で、無償で利用できる情報が増加してきている。したがって、資料の収集又は利用権契約の締結に当たっては、無償で利用できる資料・情報では十分ではない領域を重点的に整備する。

なお、外国の資料の収集全般に当たっては、以下の点に留意する。

- （1）原則として原語資料を収集するが、利便性を考慮し、国際的に評価が高いものは、広く読解可能な主要言語（英・独・仏・中・韓。4.2.3.4 を除き、以下同じ。）への翻訳資料も含めて収集する。
- （2）内容が同一で媒体が異なる場合、原則としていずれかの媒体を収集する。デジタルシフト推進の観点から、電子情報を利用できる場合は電子情報を優先する。ただし、提供範囲、遠隔複写等の利用条件、本文の全文検索等の利便性、永続的アクセス権、費用等を考慮し、総合的に判断する。
- （3）以下の資料は、原則として収集しない。
 - パッケージ系電子出版物のうち、音楽 CD、DVD 等の録音資料・映像資料

- 楽譜、レコード、スライド、ポスター、写真、映画フィルム等
- 文書や画像等の電子ファイル（パッケージ系電子出版物として発行されたものではなく、館への送付のみを目的に電子媒体に格納されたものも含む。）

4.2. 図書等

4.2.1 全般

各種調査の基礎資料として参考図書（辞典、事典、書誌、統計、年表、年鑑等）に重点を置いて収集する。その他の図書等は各分野で学術上評価の高い研究書を中心に各主題別の優先順位に従って選書し、収集する。

図書等（雑誌、新聞、オンラインデータベース以外の外国の資料及び電子情報をいう。）の収集に当たっては、以下の点に留意する。

- (1) 同等の内容が印刷資料等及び電子ブックでそれぞれ発行されている場合は、原則として電子ブックを導入する。ただし、提供範囲、遠隔複写等の利用条件、本文の全文検索等の利便性、永続的アクセス権、費用等を考慮し、総合的に判断する。
- (2) 印刷資料については、長期保存の観点から、原則としてハード・カバー形態を収集する。
- (3) データが更新される資料・電子情報は、できる限り最新版まで整備する。
- (4) 加除資料は、原則として、常に最新版を維持管理できることを条件とする。
- (5) パッケージ系電子出版物は、代替可能な他の媒体が存在しない場合に限り、収集する。ただし、国際交換等で送付を受けるものはこの限りではない。

4.2.2 社会科学分野の収集対象及び収集水準

4.2.2.1 全般

参考図書は主要言語を中心に広く収集する。

- 参考図書：包括的収集 [4/5]

その他の図書等は 4.2.2.2 以降の収集水準に従って収集する。

国政審議での必要性から、英・米・独・仏・伊・加・露・中・韓・豪・ニュージーランド・北欧・その他の EU 諸国で発行された資料を重点的に収集する。なお、研究書等は、原語資料に限らず、主要言語によるものを重点的に収集する。

4.2.2.2 政治・議会・外交

- 議会制度及び立法の状況：包括的収集 [4/5]
- 米国大統領及び主要国の内閣制度：積極的収集 [3/5]
- 政党、選挙及び政治資金：積極的収集 [3/5]
- 各国の政治制度・事情：選択的収集 [2/5]
- 日本関係外交文書：包括的収集 [4/5]
- 国際政治、安全保障及び国際テロ対策：選択的収集 [2/5]
- 政治史、外交史及び軍事史：選択的収集 [2/5]

* 著名な政治家及び軍人の日記、回想記及び伝記類を収集する。

4.2.2.3 法律・行政

- 憲法及び議会法：包括的収集 [4/5]

- 主要国の行政組織：積極的収集〔3/5〕
- 民法、刑法、商法、民事訴訟法及び刑事訴訟法：選択的収集〔2/5〕
- その他の法律、行政・司法制度：選択的収集〔2/5〕
- * 国際法等国政審議の上で重要と思われる法令に関する資料、著名な行政官の日記、回想記及び伝記類を収集する。

4.2.2.4 経済・産業

- 各国及び各経済圏の最新情報が把握できる資料：積極的収集〔3/5〕
- 人口、国土、経済政策、経済協力、国際金融、貿易、金融、財政、税制、企業・経営・会計、運輸・交通、情報通信、鉱工業、資源・エネルギー、農林水産業及び食糧：積極的収集〔3/5〕
- 経済理論及び経済史：選択的収集〔2/5〕
- 産業関係等実用的な情報を掲載する資料：厳選収集〔1/5〕
- * 財政、税制、企業・経営・会計、情報通信及び資源・エネルギーに関する資料を特に収集する。

4.2.2.5 社会・労働

- 家計・消費者、女性、青少年、高齢者、障害者、社会福祉、保健・医療制度、環境問題及び労働問題：積極的収集〔3/5〕
- 社会科学一般、社会学、社会集団、社会病理、土地・住宅、社会調査、都市問題に関する資料及び変動の著しい地域の社会状況に関する資料：選択的収集〔2/5〕
- * 青少年、高齢者、障害者、社会福祉、保健・医療制度、環境問題及び労働問題に関する資料を特に収集する。

4.2.2.6 教育・スポーツ

- 各国の教育政策、教育制度、教育史、初等中等教育、高等教育及び体育・スポーツ：積極的収集〔3/5〕
- 教育理論、教育社会学、学校経営、社会教育、教育課程、教科書及び特殊教育：選択的収集〔2/5〕

4.2.3 人文科学分野の収集対象及び収集水準

4.2.3.1 全般

参考図書は基本的なものを広く収集する。

- 参考図書：積極的収集〔3/5〕

その他の図書等は 4.2.3.2 以降の収集水準に従って収集する。収集に当たっては、国の図書館として、日本の文化・思想・学術等に影響を与えてきた文献や関係資料に特に留意する。また、文化振興政策、言語政策等国政審議に関連する分野にも留意する。

著作集、全集、叢書類は、収録されている著作物の水準が高く、かつ、書評等において評価が高いものを収集する。

英・米・独・仏・伊・加・露・中・韓で発行された資料を重点的に収集する。

4.2.3.2 歴史・地理

- 各国の主要な人名録及び人名辞典：積極的収集〔3/5〕
- 歴史学、考古学、地理学、文化人類学、民俗学等：選択的収集〔2/5〕

4.2.3.3 哲学・宗教

- 哲学、哲学史、思想史、宗教学、宗教史・事情等：選択的収集〔2/5〕

4.2.3.4 芸術・言語・文学

- 主要言語（英・独・仏・伊・西・露・中・韓）の辞書類：積極的収集〔3/5〕
- 主要言語以外の辞書類：選択的収集〔2/5〕
- 芸術学・美学、芸術史、建築、工芸、絵画、音楽等：選択的収集〔2/5〕
- 言語学、文学、文学史、文学理論等：選択的収集〔2/5〕

4.2.3.5 学術一般・ジャーナリズム、出版及び読書

- 学術団体、図書館、博物館、文書館、国際機関、出版社等のダイレクトリー類：積極的収集〔3/5〕
- 学術一般、ジャーナリズム、出版、読書及び書誌学：選択的収集〔2/5〕
- 主要国の百科事典、総合年鑑：積極的収集〔3/5〕（主要国以外は選択的収集〔2/5〕）

4.2.3.6 図書館情報学

- 各国の図書館事情や図書館運営の動向に関する資料、図書館情報学の研究動向に関する基本文献、国立図書館の年報、主要国の図書館統計、法規類・基準等：積極的収集〔3/5〕
- 図書館協会の刊行物：選択的収集〔2/5〕
- 重要度の高い研究開発レポート、国際会議の会議録等：厳選収集〔1/5〕
 - * 各国の図書館事情や図書館運営の動向に関する資料、図書館情報学の研究動向に関する基本文献を特に収集する。

4.2.3.7 書誌及び目録

- 各国の全国書誌、総合目録、出版目録：包括的収集〔4/5〕
 - * インターネット上で、無償で利用できる場合は原則として収集しない。有償の場合は利便性及び費用を比較検討して判断する。
- 国立図書館の蔵書目録、主要国の書誌の書誌及び雑誌・新聞の書誌：積極的収集〔3/5〕
 - * インターネット上で、無償で利用できる場合は原則として収集しない。有償の場合は利便性及び費用を比較検討して判断する。
- 書誌の書誌、蔵書目録類：選択的収集〔2/5〕
 - * 代表的な分類表及び目録規則を収集する。インターネット上で、無償で利用できる場合は原則として収集しない。有償の場合は利便性及び費用を比較検討して判断する。

4.2.4 科学技術分野の収集対象及び収集水準

4.2.4.1 全般

館は、国の科学技術情報の収集及び利用提供の拠点の一つであり、大学等の研究機関への所属の有無によらず、さまざまな研究者等が広く利用できる資料を収集する。

参考図書は広く収集する。

- 参考図書：包括的収集〔4/5〕

その他の図書等は 4.2.4.2 以降の収集水準に従って収集する。各分野の基本的なデータ集については、最新のものを整備するよう努める。また、国際的に広く活動する学会や協会が発行する資料は、内容を吟味して収集する。

特定の国又は地域に限らず、主要言語の資料を中心に、国際的に評価の高い学術研究の成果物等を収集する。

学際的研究領域の重要性を踏まえ、経済分野等との境界領域（災害、環境、食品、医療等）に留意して収集する。また、国政審議で重要な課題となる分野については特に留意する。

会議録、テクニカルレポート、博士論文、規格等の科学技術関係資料については、4.6.3 参照。

4.2.5 科学技術一般

- 科学技術一般に関する参考図書：包括的収集〔4/5〕
- 科学技術政策、研究開発動向、工業材料及び災害・防災：積極的収集〔3/5〕
 - * 工業材料の物性データに関する資料を特に収集する。
- 科学技術史：選択的収集〔2/5〕

4.2.5.1 数学・宇宙科学・物理学・地球科学

- エネルギー及び地球環境：積極的収集〔3/5〕
 - * エネルギー及び地球環境に関する資料は、工学、化学、生物、農学等学際的研究成果を収集する。
- 上記以外の数学、宇宙科学、物理学及び地球科学：選択的収集〔2/5〕

4.2.5.2 工学

- 情報通信工学及び電気・電子工学の最新の研究動向に関する資料、環境、エネルギー：積極的収集〔3/5〕
- 上記以外の建設工学、機械工学、運輸工学、情報通信工学、電気・電子工学及び原子力工学：選択的収集〔2/5〕

4.2.5.3 化学

- 食品及び材料（無機・有機・金属等）：積極的収集〔3/5〕
 - * 材料の物性データ及び化学物質の毒性・安全性等のデータに関する資料を収集する。
- 上記以外の化学・化学工業、繊維工学、食品工学、金属・鉱山工学及び印写工学：選択的収集〔2/5〕

4.2.5.4 生物学・農学

- 生化学、バイオテクノロジー、農林水産学の試験・実験等のデータに関する資料：積極的収集〔3/5〕
- 上記以外の生物学、農林水産学：選択的収集〔2/5〕

4.2.5.5 医学・薬学

- 人体の構造・機能・免疫、医化学：積極的収集〔3/5〕
- 主要国の医薬品集・薬局方、医薬品の毒性・安全性のデータ集、薬品製造学等薬学に関する資料：積極的収集〔3/5〕
- 疾病の治療法に関する資料：厳選収集〔1/5〕
- 上記以外の医学：選択的収集〔2/5〕

4.2.5.6 その他

- 心理学、軍事工学等：選択的収集〔2/5〕
- 人類学に関する資料：厳選収集〔1/5〕

4.3. 雑誌

4.3.1 雑誌一般の収集対象及び収集水準

外国雑誌は、各分野で重要度が高く、利用頻度が高いコアジャーナルを中心に収集する。具体的には、各分野において国際的に評価の高いもの、基本的な学術雑誌、基幹的な学協会誌、紀要等を優先的に収集する。

各分野の収集対象及び収集水準は図書等に準じる（4.2 参照）が、国政審議に必要な社会科学分野及び科学技術分野を重点的に収集する。

以下の要素を総合的に考慮してタイトルを選定する。

- (1) 有償の電子ジャーナル又はオープンアクセスジャーナルの利用可能性
- (2) 利用動向
- (3) 代表的な抄録・索引誌及び抄録・索引データベースへの採録状況
- (4) 当該分野での重要度
- (5) 他機関での所蔵状況

同等の内容が印刷資料等と電子ジャーナルの両方の媒体で発行されている場合は、提供範囲、遠隔複写等の利用条件、永続的アクセス権、費用の観点から制約がない限り、電子ジャーナルを優先する。

日本関係資料（4.6.2 参照）について、印刷資料等と同等の内容の電子ジャーナルが提供されている場合は、利便性や永続的アクセス権の確保に留意し、バックナンバーを含め適切な媒体を選択する。

日本の学協会が外国の出版社から発行する雑誌についても、積極的な収集に努める。なお、電子ジャーナルの利用権契約の締結に当たり、永続的アクセス権が保証されている場合、同等の内容の印刷資料等の収集は必須としない。

4.3.2 電子ジャーナルの収集対象及び収集水準

学術出版社等が提供する、調査研究に有用なプラットフォーム及びタイトルを選定して導入する。収集対象及び収集水準は雑誌一般と同一である（4.3.1 参照）が、学協会が提供するものに留意する。利用権契約の締結に当たっては、永続的アクセス権が保証されていることを原則とする。ただし、アグリゲータ系電子ジャーナルについては、さまざまな出版社が提供する電子ジャーナルの包括的・効率的な利用を目的とするため、永続的アクセス権の確保を必須とせず、当該ジャーナルの国際的な評価や主要な査読誌の収録状況等を基準に選定する。また、国会サービスや遠隔複写サービスにおける利用可能性に特に配慮する。

また、バックファイルについては、永続的アクセス権の確保に努め、印刷資料等による所蔵状況、最新号の電子ジャーナルでの契約状況、導入後の利用の見込み等を総合的に評価して選定する。

4.4. 新聞

4.4.1 収集対象

インターネットやオンラインデータベースでの利用が普及していることから、原則として原紙、マイクロ資料からオンラインデータベースでの利用に切り替える。ただし、利用頻度が高い主要国（英・米・独・仏・伊・加・露・中・韓）の代表紙は、紙面イメージの利用

についても留意する。また、インターネット等で容易に入手できない各種情報等が掲載されている新聞を優先的に収集する。

4.4.2 収集水準

- 主要国の代表紙：積極的収集〔3/5〕
- 主要国の業界紙、主要な地方紙及び特定の主題を扱った新聞：厳選収集〔1/5〕
- 主要国以外の代表紙：厳選収集〔1/5〕
 - * アジア・太平洋地域を中心とする。
- 邦字紙：積極的収集〔3/5〕
- バックナンバー：厳選収集〔1/5〕
 - * 代表紙で利用頻度が高いものを中心とする。

4.5. オンラインデータベース

4.5.1 収集対象

ファクトデータベース及び抄録・索引データベースは、利用権契約を締結する（電子ジャーナル及び新聞は 4.3.2 及び 4.4 参照。）。有償のオンラインデータベースと同等の内容の無償のものがインターネット上で提供されている場合は、その収録内容や利用条件等を慎重に比較検討し、適切なものを導入する。

ファクトデータベースは、各国の法令情報、議会情報、企業情報、科学技術情報等を対象とした高度な調査研究において有用であるもの、すなわち、収録データ数が豊富であり、専門性、検索性、利便性等が高いものを選定する。抄録・索引データベースは、科学技術分野を中心に国際的な学術情報の調査研究に不可欠なものを選定する。いずれも、国会サービスにおける利用可能性にも配慮する。

4.5.2 収集水準

- 法令、議会、国際政治及び国際機関のファクトデータベース：選択的収集〔2/5〕
 - * 国会サービス等で利用頻度が高いものを特に収集する。
- 科学技術系データ集：厳選収集〔1/5〕
 - * 包括性が高いものを収集する。
- 上記以外のファクトデータベース：厳選収集〔1/5〕
 - * 速報性、包括性が高いものを収集する。
- 抄録・索引データベース：選択的収集〔2/5〕

4.6. コレクションとしての収集

4.6.1 議会資料及び法令資料

4.6.1.1 収集対象

英・米・独・仏の議会資料及び法令資料については、18～19 世紀以降の基本的資料を広く収集してきた。その他の諸国と合わせて、議会資料は約 70 か国、法令資料は約 150 か国の資料を所蔵する。この資料群は各国ともインターネット上での提供が急速に進展しており、印刷資料等は、（1）利便性、（2）コレクションの継続性、（3）インターネット上での提供の長期安定性等を総合的に考慮して収集する。印刷資料等と同等の内容の有償の電子情報がある場合は、優先的に利用権契約を締結する。

4.6.1.2 収集水準

- 主要国の議会の会議録及び議会文書等：包括的収集〔4/5〕
- 主要国以外の議会の会議録及び議会文書等：積極的収集〔3/5〕
- 主要国の現行の総合法令集：包括的収集〔4/5〕
- 主要国の総合法令集（年刊法令集を含む。）、官報、法律公報（制定順法令集を含む。）、各種法令集及び条約集：積極的収集〔3/5〕
- 主要国以外の総合法令集（年刊法令集を含む。）、官報、法律公報（制定順法令集を含む。）、各種法令集及び条約集：選択的収集〔2/5〕
- 米・独・加・豪・スイス等の連邦国家の州レベルの総合法令集：選択的収集〔2/5〕
- 英・米の基本的判例集：厳選収集〔1/5〕
- 上記判例集のうち国政の論点となる分野：選択的収集〔2/5〕

4.6.2 日本関係資料

4.6.2.1 収集対象

日本語の資料、言語を問わず日本を主題とする資料及び著者が日本人である資料を対象とする。欧米を中心とした外国人による日本研究に関する資料、日本人著作の外国語訳や日本人による外国語著作物を収集する。東日本大震災に関する記録（3.8.9 参照）、旧植民地等を主題とした資料も含む。邦字紙は 4.4、児童書及びその関連資料は 4.6.5、アジア関係資料は 4.6.6、洋古書は 4.6.10 もそれぞれ参照。

研究機関による出版物等非売品の収集については、国際交換を活用する。国内類縁機関と連携し、国全体としてのコレクションの構築に取り組む。

4.6.2.2 収集水準

- 日本関係資料一般：包括的収集〔4/5〕
 - * 各国における当該資料の出版状況を踏まえて収集する。
- 日本人著作の翻訳書（重訳書を含む。）：積極的収集〔3/5〕
 - * 各国における当該資料の出版状況を踏まえて収集する。
- 日本人著作の漫画の翻訳：選択的収集〔2/5〕
- 趣味のための資料、実用書、日本語教材及び旅行ガイドブック：厳選収集〔1/5〕
- 個別の雑誌論文・記事：収集対象外〔0/5〕

4.6.3 科学技術関係資料

4.6.3.1 収集対象

科学技術関係の図書、雑誌（電子ジャーナルを含む。）、オンラインデータベースに加えて、米国政府発行のレポート（PB、AD、DOE、NASA 等のレポート）、国際原子力機関（IAEA）の INIS レポートといったテクニカルレポート、国際会議等の会議録、学協会ペーパー（SAE ペーパー（自動車技術者協会）等）、博士論文及び主要な規格（ISO（国際標準機構）、IEC（国際電気標準会議））を対象とする。この資料群はインターネット上での提供が進展しており、（1）利便性、（2）コレクションの継続性、（3）インターネット上での提供の長期安定性等を総合的に考慮して収集する。

4.6.3.2 収集水準

- 科学技術分野の国際的な学会の年次会議その他重要度の高い会議の会議録：包括的収集〔4/5〕

- * 情報通信工学及び電気・電子工学に関する会議録を特に収集する。
- 国際規格：積極的収集〔3/5〕
- 国家規格：選択的収集〔2/5〕
 - * 規格は、オンラインデータベースと比較検討する。
- 学協会ペーパー：選択的収集〔2/5〕
 - * 主要な学協会が発行するものを中心に収集する。
- 米国及びヨーロッパ諸国の科学技術分野の博士論文：厳選収集〔1/5〕
 - * 日本人の学位論文を収集する。
- 特許資料：収集対象外〔0/5〕

4.6.4 官庁資料及び国際機関資料

4.6.4.1 収集対象

官庁資料（外国政府関係資料）は、英・米・独・仏・加を中心に各国の主要な資料を主に国際交換によって収集してきた。主に20世紀後半以降の資料を所蔵するが、英国については、19世紀後半以降の資料を所蔵する。

国際機関資料は、館が国際機関の寄託図書館に指定されており、国際連合（UN）及びその専門機関である国際連合教育科学文化機関（UNESCO）、国際労働機関（ILO）、世界保健機関（WHO）等並びに欧州連合（EU）等の資料を主に収集する。特にUNについては、ドキュメント、公式記録、パブリケーション等の基本的資料を収集する。

この資料群はインターネット上での提供が急速に進展しており、印刷資料等は、（1）利便性、（2）コレクションの継続性、（3）インターネット上での提供の長期安定性等を総合的に考慮して収集する。印刷資料等と同等の内容の有償の電子情報がある場合は、優先的に利用権契約を締結する。

4.6.4.2 収集水準

- 主要国の主な官庁の年報及び基本統計：包括的収集〔4/5〕
- 主要国のその他の資料又は主要国以外の官庁資料：選択的収集〔2/5〕
- 国際機関資料（目録類、公式記録、年報、統計、会議録、レポート等）：包括的収集〔4/5〕
- 館が寄託図書館に指定されている機関及びそれに準じた機関の資料：包括的収集〔4/5〕
- 館が寄託図書館に指定されている機関及びそれに準じた機関の資料のうち、寄託では入手困難なもの：積極的収集〔3/5〕
 - * UN及びEUの資料を特に収集する。

4.6.5 児童書及びその関連資料

4.6.5.1 収集対象

児童書の範囲は3.8.7.1参照。関連資料とは、児童書・児童文学、児童文化、伝承文学等を主題とする資料及び子どもの読書・児童図書館等に関する資料をいう。

児童書研究において重要な各国の基本的な児童書、世界の約160の国・地域の児童書コレクションを収集する。関連資料は基本的研究資料を収集する。ただし、各国の教科書・学習参考書及び児童向け録音資料・映像資料は収集しない。日本関係資料については、4.6.2も参照。

収集に当たっては、国内外の関係機関との協力関係により定期的な寄贈を依頼する。また、在日大使館や外国の国立図書館・児童書専門機関との協力関係を構築して活用する。

4.6.5.2 収集水準

- 各国の児童文学史上主要な作品や作家の代表的な作品等：積極的収集〔3/5〕
- 著者が日本人の児童書：積極的収集〔3/5〕
- 国際的に、又は各国・地域において権威のある児童書賞受賞作品：積極的収集〔3/5〕
- 日本語の作品をオリジナルとする翻訳作品：積極的収集〔3/5〕
- 日本語に翻訳された児童書の原書：選択的収集〔2/5〕
- 漫画：選択的収集〔2/5〕
 - * 児童文学史上の評価に留意して収集する。
- 他国の児童書を原作とした翻訳作品：収集対象外〔0/5〕
 - * 世界の児童文学史上重要な作品の各国版や、原作と画家の異なる翻訳作品については、厳選して収集する。
- 関連資料（基本的な参考図書及び研究書）：選択的収集〔2/5〕

4.6.6 アジア関係資料

4.6.6.1 収集対象

東アジア、東南アジア、南アジア、中央アジア及び中東・北アフリカを対象に、これらのアジア地域を主題とする資料及びアジア言語で書かれた資料を収集する。

主としてアジア地域で発行された現地語資料及び欧文資料のほか、アジア地域以外で発行されたアジア関係資料を収集する。新聞については4.4、児童書及びその関連資料については4.6.5参照。日本関係資料については、4.6.2も参照。

国内類縁機関と連携し、各機関のコレクションの特性をいかし、国全体としてのアジア資料の整備を図る。館は国内類縁機関との競合が少ない社会科学分野について、特色あるコレクションを構築する。特に、国政審議に資する国・地域・言語・分野を重点的に収集する。

4.6.6.2 収集水準

- アジア地域の政治、経済及び社会の最新の動向に係る資料：積極的収集〔3/5〕
 - * 重点を置いて収集する国・地域は、中国及び韓国、次いで東南アジア及び南アジアとする。
- 日本を主題とする、又は著者が日本人の資料：積極的収集〔3/5〕
- 参考図書、官庁出版物、資（史）料集、統計等：積極的収集〔3/5〕
- アジア地域の文化及び歴史に係る資料：選択的収集〔2/5〕
 - * 重点を置いて収集する国・地域は、中国及び韓国、次いで東南アジア及び南アジアとする。
- 雑誌・年鑑：選択的収集〔2/5〕
 - * 科学技術分野も含む。

4.6.7 日本占領関係資料

4.6.7.1 収集対象

連合国による日本本土占領及び米国による沖縄統治に関する公文書等、昭和20（1945）年から昭和24（1949）年にかけて連合国最高司令官総司令部（GHQ/SCAP）により検閲を受けた資料（米国メリーランド大学所蔵のプランゲ文庫）等について、主に電子化した複製物

を収集する。

4.6.7.2 収集水準

- 米国国立公文書館（NARA）所蔵の陸海軍等の関係資料：積極的収集〔3/5〕
- プランゲ文庫の図書：積極的収集〔3/5〕
- その他の機関が所蔵する関係文書のコレクション：選択的収集〔2/5〕

4.6.8 日系移民関係資料

4.6.8.1 収集対象

明治期以降に海外に移住した日本人及びその子孫に関する個人や関係団体等の旧蔵資料（文書類、図書、雑誌、新聞等の刊行物、音声等）を収集する。

4.6.8.2 収集水準

- 北米及び中南米地域の資料：積極的収集〔3/5〕
- 北米及び中南米地域以外の資料：選択的収集〔2/5〕

4.6.9 地図資料

4.6.9.1 収集対象

各国・地域の基本図とそれに準ずるもの（地形図等）、ナショナルアトラス、都市地図、各分野の主題図等を収集する。

この資料群はインターネット上での提供が急速に進展しており、印刷資料等は、（1）利便性、（2）コレクションの継続性、（3）インターネット上での提供の長期安定性等を総合的に考慮して収集する。

4.6.9.2 収集水準

- 各国・地域の基本図、ナショナルアトラス、都市地図等：選択的収集〔2/5〕
 - 地質図等各分野に関する主題図：厳選収集〔1/5〕
- * 標準的なものであるかどうかに留意して収集する。

4.6.10 洋古書

4.6.10.1 収集対象

1830年以前に西洋で発行された図書を対象とする。

出版・印刷史上代表的な図書、書誌学・図書館学関係図書、日本関係資料、博物誌等科学史上の重要な図書等を中心に収集する。そのファクシミリ版にも留意する。

日本関係資料（4.6.2 参照）については、国内類縁機関との連携にも留意する。

4.6.10.2 収集水準

- 出版文化史上重要な図書、書誌学・図書館学関係図書、日本関係資料、科学史関係図書：厳選収集〔1/5〕

4.6.11 視覚障害者等用資料

4.6.11.1 収集対象

利用者の求めに応じ、マラケシュ条約⁹締約国において視覚障害者等に提供する目的で製作された音声 DAISY、点字データ、テキストデータ等の視覚障害者等用データを収集する。

4.6.11.2 収集水準

- 視覚障害者等用データ：選択的収集〔2/5〕

⁹ 正式名称は「盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約」。

4.7. 複本の整備

4.7.1 目的

東京本館、関西館及び国際子ども図書館における国会サービス、来館利用及び遠隔利用を始めとした図書館サービスを円滑に提供するために、特に必要な資料を複本として整備する。なお、資料の利用状況や利用態様の変化、施設確保の見通し等の状況の変化を踏まえて調整する。

4.7.2 収集対象及び水準

4.7.2.1 東京本館

- 東京本館各専門室で閲覧用として開架する資料：厳選収集〔1/5〕
- 関西館所蔵と重複する雑誌：厳選収集〔1/5〕
- * 国政審議に有用又は極めて利用頻度が高いものに限る。電子ジャーナル等で利用できるものは原則として収集しない。

4.7.2.2 関西館

- 参考図書類、図書館・図書館情報学関係資料、学術的調査研究に有用な資料：選択的収集〔2/5〕
- * 東京本館の所蔵及び関西館での利用状況に留意して収集する。

4.7.2.3 国際子ども図書館

- 「児童書研究資料室」、「子どものへや」、「世界を知るへや」、「調べものの部屋」及び「児童書ギャラリー」の開架用資料、学校図書館セット貸出し用資料：選択的収集〔2/5〕

5. 立法関係資料

5.1. 収集対象

国会に対するサービスのため、専ら国会議員、館の調査員及び国会関係者の職務の遂行に役立てるための資料又は情報を対象とする。立法関係資料は、国会での審議状況等に的確かつ迅速に対応することを目的としているため、種類・媒体を問わず、速やかに収集し、利用に供することに特に留意する。なお、国会議員及び国会関係者の利用に供する電子情報については、第3章及び第4章で取り扱う。

立法関係資料は、調査及び立法考査局において保管し、調査業務に役立てる立法資料、国会議事堂内において国会議員を始め国会関係者の利用に供する国会分館の資料及び東京本館内において国会議員の調査研究を支援する議員閲覧室の資料から成る。

5.2. 収集水準

5.2.1 立法資料

- 国会の議事資料：網羅的収集〔5/5〕
- 各府省の政策に関連する資料：包括的収集〔4/5〕
- 国会に議席を有する政党の機関誌・紙：網羅的収集〔5/5〕
- 国内刊行図書・雑誌等：選択的収集〔2/5〕
- * 選択基準は以下のとおりとする。
 - (1) 調査業務での必要性

(2) 利用頻度

- 外国の資料：選択的収集〔2/5〕
 - * 選択基準は以下のとおりとする。
 - (1) 調査業務での必要性
 - (2) 利用頻度
 - (3) 各国議会の立法動向の紹介・分析
 - (4) 各国の最新の動向の紹介・分析

5.2.2 国会分館の資料

- 国会の議事資料：網羅的収集〔5/5〕
- 国会に議席を有する政党の機関誌・紙：網羅的収集〔5/5〕
- 各府省の政策に関連する資料：積極的収集〔3/5〕
- 国内刊行図書：選択的収集〔2/5〕
 - * 利用頻度の高い参考図書、社会科学関係の主題を中心に、国政審議に必要な新刊書を優先する。
- 国内刊行雑誌・新聞（総合雑誌、週刊誌、社会科学系の主要誌及び全国紙）：積極的収集〔3/5〕
- 国内刊行雑誌・新聞（地方紙及び業界誌・紙）：選択的収集〔2/5〕
- 外国の資料：厳選収集〔1/5〕
 - * 各分野の基本的な参考図書、総合雑誌、政治・経済分野の代表的な雑誌及び主要国の代表的な新聞を優先する。

5.2.3 議員閲覧室の資料

- 基本的な図書・雑誌・新聞、議会資料及び法令資料：選択的収集〔2/5〕
 - * 議員著作文庫は 3.8.5 参照。
- 国会に議席を有する政党の機関誌・紙：網羅的収集〔5/5〕

附則（令和 4 年 2 月 28 日国図収 2202171 号）
本件は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附則（令和 4 年 12 月 14 日国図収 2212051 号）
本件は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。